

覚書

金港交通株式会社（以下「会社」という）と2労組（金港交通労働組合、金港交通連合労働組合、以下「組合」という）は、営業社員（タクシー乗務員・ハイヤー乗務員）の休暇等の賃金について、下記のとおり覚書を記す。

記

- 第1条 営業社員（タクシー乗務員・ハイヤー乗務員）が「年次有給休暇が年間10日以上付与される労働者に対して、事業主が5日分の時季を特定して年休を取得させる方法」により年次有給休暇を取得した場合に限り、乗務数に拘わらず以下の条件により、月間税抜稼働額（公休出勤を除く）の53%を保障する。
- イ. 隔日勤務者（12乗務AB型給与）=月間税抜稼働額（公休出勤を除く）51万円以上
 - ロ. 昼日勤務者（24乗務AB型給与）=月間税抜稼働額（公休出勤を除く）51万円以上
 - ハ. 夜日勤務者（24乗務AB型給与）=月間税抜稼働額（公休出勤を除く）60万円以上
- 第2条 特別休暇を取得した場合も前条と同様に扱う。
- 第3条 本覚書については、会社が定める所定の手続きによる届け出のあった場合のみ適用する。
- 第4条 本覚書に定めのない事項または本覚書の各条項の解釈について疑義を生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、解決する。
- 第5条 本覚書は運賃改定実施日の前日までとし、運賃改定実施日以降については、労使協議の上決定する。
- 第6条 本覚書は令和4年12月1日より適用する。

以上、本覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署（記）名押印のうえ、各その1通を保有する。

令和4年11月26日

金港交通株式会社
代表取締役社長 関 裕之



金港交通労働組合
執行委員長 吉川 一房



金港交通連合労働組合
執行委員長 石井 豪

